

令和 8 年度第 1 回草津市自転車安全安心利用促進委員会 会議録

■日 時 : 令和 8 年 7 月 3 日 (金) 1 4 時 0 0 分～1 5 時 3 0 分

■場 所 : 草津市役所 4 階 行政委員会室

■出席委員: 1 3 名 (順不同)

井上委員、川崎委員、平尾委員、横井委員、浅見委員、中村委員、
加藤委員、今井委員、永井委員、山本忍委員、松本委員、山本和委員、
小川委員

■欠席委員: 2 名

佐藤委員、前野委員

■事務局 : 辻川副市長、山岡副部長、三田村課長、鶴房課長補佐、廣畑主査、平井主事

■関係課 : 危機管理課、商工観光労政課、健康福祉政策課、道路課、草津川跡地整備課、
土木管理課、学校教育課

■随行者 : 0 名

■傍聴者 : 0 名

1. 開会

【事務局】

《開会のあいさつ》

【事務局】

次に、委員会の成立について御報告いたします。

本委員会の委員数は 1 5 名で、現在の出席は 1 3 名であります。これは、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則第 9 条第 1 項に定める半数以上の出席を満たしておりますことから、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本委員会については、草津市市民参加条例第 9 条第 1 項の規定により、会議を公開するものとし、同条第 4 項の規定により、会議録を公表することといたしますが、今のところ傍聴者の方はおられません。

続きまして、議事に入る前に、今回の委員会はこのメンバーで初めての委員会であることから、委員の皆様および事務局の紹介をさせていただきます。私の方から席次順にお名前をお呼びしますので、御挨拶いただければと思います。

《委員紹介》

皆様どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、事務局の紹介をいたします。

《事務局紹介》

また、本日は草津市の自転車施策をともに推進しております関係課からの出席をいただいているところでございます。案内は割愛させていただきます。それでは、皆様どうかよろしくお願いいたします。

また、これまで当委員会の副委員長を務めていただきました鈴木委員におかれましては、人事異動の関係で松本様に交代されています。松本様には、事前にこのことをお伝え申し上げ、副委員長の就任に対して御理解をいただいておりますが、委員の皆様方、副委員長の就任について、松本様をお願いしてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、松本様よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきたいと思いますが、その前に資料の確認をさせていただきます。資料は先日御送付させていただきましたが、御持参いただいておりますでしょうか。お持ちでなければ、事務局までお申し出ください。お送りさせていただきました資料ですが、次第、左上に資料１と記載しております、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例、同施行規則、資料２－１と記載しております、草津市自転車安全安心利用促進計画の概要版、資料３と記載しております諮問書、資料４－１、４－２、４－３と記載しております草津市自転車安全安心利用促進計画の各施策の実施状況等、資料５－１と記載しております、次期計画の策定についての各資料でございます。また、本日資料５－２を机に置かせていただいています。

それでは次第３「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例、同施行規則」について担当の方から説明させていただきます。

【事務局】

《草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例、同施行規則の概要を説明》

【事務局】

続きまして、次第の４番目の諮問に移らせていただきます。

辻川副市長より、第２次草津市自転車安全安心利用促進計画を策定するにあたり、草津市附属機関設置条例第２条第１項の規定に基づき、審議会の意見を求めさせていただきます。

それでは、小川委員長に副市長が諮問いたします。

副市長、前方へお願いします。委員長は御起立願います。

【副市長】

《副市長より委員長へ諮問》

【事務局】

ありがとうございました。皆様よろしくお願いいいたします。辻川副市長におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。本委員会の会議の議長は委員長となっておりますことから、小川委員長にこれからの議事進行をお願いいたします。小川委員長、よろしくお願いいいたします。

2. 議事

【委員長】

それでは、これより私の方で議事を進めさせていただきます。

議事に入ります前に、前回の委員会から月日が経っており、新たに就任された委員の方にも御出席いただいておりますので、自転車安全安心利用促進計画の概要を説明していただく方が良くと思います。事務局から説明をお願いしますでしょうか。

【事務局】

《草津市自転車安全安心利用促進計画の概要を説明》

【委員長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問はございますか。

また議事の中で報告等を踏まえまして何かありましたら、またその中で御質問いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日御審議いただく議題は2件で、「草津市自転車安全安心利用促進計画の各施策の実施状況等について」と「次期計画の策定について」となっております。

それでは、1つ目の議事、「草津市自転車安全安心利用促進計画の各施策の実施状況等について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

《資料４－１から４－３に基づいて説明》

【委員長】

はい、ありがとうございました。

それでは、今の資料４－１から４－３の説明について、何か御質問等ありましたらお願いいたします。

【委員】

資料４－３にある交通手段の代表交通手段の割合が２．５％減少しているということですが、草津市から出発するトリップ全部を含んでいるのでしょうか。例えば大阪に行くとか京都に行く方も含んでの交通手段という理解で合っていますか。

【事務局】

草津市出発の移動としておりますので、その着地点が市内に限らず全部の移動を対象とした調査の結果となっております。

【委員】

大阪や京都まで自転車を使うかというとなかなか使わないと思うので、もう少し短距離に絞るとか、あるいは駅まで行くような端末の交通手段で集計できたりすると、自転車の利用の実態がもう少しわかるかなと思いました。

【事務局】

はい。ありがとうございます。

【委員長】

他はいかがでしょうか。

【委員】

南草津駅で４００台分の駐輪場が新設されたということですが、人口が増えたから増設したのですか。

【事務局】

公益財団法人自転車駐車場整備センターと協定を締結し、プリムタウンや駅前のマンションといった世帯の増加を踏まえた南草津駅周辺における必要な台数を調査し、４００台程度が必要という結果が出たことから、市有地に整備センターにおいて駐輪場を整備いた

だいたところでは。

【委員】

今回の駐輪台数には、市以外のものは入っていないのですか。

【事務局】

こちらは市営の自転車駐車場に、整備センターが市有地において整備し管理している、将来市へ無償譲渡されるスキームの自転車駐車場を加えた台数としています。

【委員】

市営以外に民間の駐輪場もありますよね。民営も含めて、駅周辺の駐輪場がどのくらいあるかを指標としてもいいのではと思いました。

【事務局】

民間の駐輪場も把握はしているところがございますので、今後の参考にさせていただきます。

【委員長】

次の計画にどのようにつなげていくかという視点でも何かお気づきの点があればいかがですか。

【委員】

何点が教えていただきたいことがあります。

まず、二重ロックについて、一般の人はどのようにロックをすればいいのかわからない人も多いと思います。

次に、放置自転車の判断について、例えばスーパーなどでも何か月も放置されているものもありますが、何か判断や撤去する基準があるのでしょうか。

次に、自転車に若葉マークみたいなものがあれば、車に乗っている人もわかりやすいと思います。

次に、電動自転車について、乗ろうとしたら、スイッチが入らなかったなど、日ごろから点検をしましょうと特に高齢の方には助言をした方がよいと思います。

最後に、アシストバイクのような自転車など、免許が要るか要らないかといった判断がわからない方も多いかと思いますので、ぜひ何か考えてもらえればと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

若葉マークは面白いアイデアだと思います。

二重ロックや自転車の点検、免許の要らない自転車など、自転車の乗り方などに関する情報提供は、出前講座の中で様々な質問をいただきますので、一つ一つ市民の皆様の疑問解消に努めているところでありますので御理解ください。

放置自転車についてですが、今回評価で挙げている放置自転車というのが、草津駅と南草津駅周辺の放置自転車禁止区域における自転車の撤去件数でございます。

撤去の流れといたしましては、委託先の事業者で、駅周辺を定期的に見回ってもらっており、放置自転車を確認した場合、撤去警告シールを貼り、その後も放置されたままであったら撤去するというような流れでやっております。

撤去した自転車は、西渋川の保管所に一定期間保管をし、取りに来ていただく場合は、保管料を頂戴しているところでございます。

スーパーなどでは、放置自転車をどのように取り扱っておられるかは把握しておりませんが、放置自転車が駅周辺から減っているという現状でございますので、引き続き対策に取り組んでまいります。

【委員長】

スーパーなどは独自で対応されているのですか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

ないようでしたら、次の議題に移りたいと思いますので、説明をお願いいたします。

【事務局】

《資料５－１と５－２に基づいて説明》

【委員長】

はい、ありがとうございました。ただいま説明がありました、次期計画の策定について、御質問はございますか。

【委員】

環境整備というところで、自転車道や通行帯というようなもので、整備を進めていく必要があるかと思いますが、やはり自転車の乗り方やマナーが重要だと思います。資料４－２に

あるような啓発活動は引き続き、強化して実施いただきたいです。

次に、先ほどお話のありました放置自転車について、南草津の禁止区域を見ると、国道1号が入っていません。自転車を放置する方は考えて、放置禁止区域外に自転車を置く場合があります。

そのため、何か禁止区域外における方策があればいいなと思いました。

最後に、マンションにおける駐輪スペースについてですが、一家で何台も自転車を持つ家がありますので、マンションの駐輪スペースが足りないという問題が発生すると思います。

【事務局】

自転車の乗り方を含めた啓発は、今後も強化をしていきたいと考え、現在、幼児向けの自転車の乗り方教室を検討しているところです。

今後も、あらゆる世代に対する自転車の乗り方についての啓発は、関係機関の皆様にも御協力いただきながら、啓発を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、放置自転車対策についてですが、これは何より啓発をしっかりやっていかないといいと思います。立命館大学や教育機関などでも、放置自転車が出ないように工夫をされていると聞いておりますので、これからも連携しながら啓発をしていきたいと思っております。

最後に、マンションに関する自転車の駐車スペースについて、開発指導要綱において基本的に一家に1台という指導をしていると聞いております。おっしゃるとおり一家に1台ではというところで今の御意見は参考にさせていただきます。

【委員】

先ほど大学名前が出てきたので、お話をさせていただきます。

学生が放置自転車をしていると、大学に相談が度々あるのも事実ですが、ほとんどは自転車を盗難されたケースです。学生は、自転車を通学のために使っており、どこかに放置することは基本的にありません。

なお、自転車を使う学生は、登録制により把握をしております。

【委員長】

放置禁止区域の範囲についてですが、何かの意図で区域指定されているかと思えます。状況により区域の見直しをすることも必要と思えますが、指定した時期はいつですか。

【事務局】

例えば、南草津駅の周辺ですと、東口が平成13年度、西口が平成19年度というところで、それから見直しは行っていない。

おっしゃるように、放置自転車の傾向などを踏まえながら、時勢に合わせて、将来どこかで見直しを検討する必要があるかとは思っています。

【委員長】

他にいかがでしょうか。ございませんか。

特にないようでしたら、一旦区切りにしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

予定した議事は以上ですが、せっかくの機会ですので、議事以外で自転車に関することで何か情報共有などございましたら、お願いいたします。

【委員】

自転車に乗る方のマナーも大事ですが、自動車を運転される方や歩行者のマナーも大事だと思います。

また、自転車が歩道を走れる場合の考え方がわかりにくいです。

【委員】

自転車の走行ルールについてですが、自転車は車道が原則です。

その上で、歩道を走れるパターンといしまして、歩道に「普通自転車歩道通行可」という青い標識がある場合は、歩道を走っていただいても構いません。

次に、年齢でいきますと、13歳未満そして70歳以上の方は、標識がなくても歩道を走っていただいても構いません。

最後、少し曖昧なところですが、車道を走ることには危険を感じた場合は、歩道を走っていただいてもいいということです。

ただし、歩道を走る上でのルールとして、道路交通法に決まっております、車道寄りです。当然ながら、歩道は歩行者が優先ですので、前方に歩行者がおられた場合、いつでも止まれる速度で走っていただいて、且つ危険を感じたら自転車が止まっていたかなければなりません。

【委員長】

他にございませんか。よろしいですか。

ないようでしたらこれで終了にしたいと思います。進行をお返しします。

3. 閉会

【事務局】

委員長ありがとうございました。

本日いただきました御意見を参考に、次回の委員会では次期計画の骨子案をお示したいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

なお、次回の委員会につきましては8月31日（月）曜日の午後2時から、開催をさせていただきます。

だきたいと考えております。

正式な御案内につきましては、改めて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に閉会にあたりまして、都市計画部の副部長山岡より御挨拶させていただきます。

【副部長】

《閉会の挨拶》

(閉会)